登録試験を受験される方へのご案内 ㊫

《令和９年１月１日以降に整備士資格試験が改正されます》

令和８年度第２回登録試験（令和９年３月実施）から新しい整備士資格制度の試験が実施されることに伴い、神奈川県自動車整備振興会技術講習所が行っている**現行の整備士資格を対象とした実技試験免除の技術講習は令和８年前期（令和８年４月から９月開催）が最終となります。**

実技試験免除の資格のない方は、令和８年度前期の技術講習を受講・修了できないと実技試験免除を受けられません。その場合、現行制度で整備士資格を取得するには、学科試験合格日から２年以内に行われる（予定）実技試験に合格する必要があります。

・自動車整備士資格体系の改正

現行体系	
	自動車整備士の種類（※）
一級	一級小型自動車整備士（※）
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

※電子制御の内容を含む

新体系（**令和９年１月１日以降**）	
	自動車整備士の種類（※）
一級	一級自動車整備士（総合）（※） （一級大型・小型・二輪）
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体・電子制御装置整備士（※）

※電子制御の内容を含む

お問合せ　　振興会教育センター　045－681－7188